

水谷公認会計士事務所 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2022年2月1日～ 2027年1月31日までの 5年間

2. 内容

目標1：「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の周知を図る。

<対策>

- 2025年6月～
やまぐち“とも×いく”応援企業の登録を受ける。
- 2025年7月～
育児介護休業法の改正内容を社員に周知
該当社員がいる場合、個別の相談体制を整備し、意向確認を行う

目標2：子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置を講ずる。

<対策>

- 2025年7月～
育児介護休業法の改正内容を社員に周知
- 2025年7月～
育児・介護休業等の規定の見直しをする

目標3：介護必要時における介護休業の取得を促進する。

<対策>

- 2025年7月～
育児介護休業法の改正内容を社員に周知
該当社員がいる場合、個別の相談体制を整備し、意向確認を行う